

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ

2020年4月14日現在

個人が申請

生活支援

休業で家計が維持できない——●貸付：緊急小口資金（特例）
貸付上限10万円（特別な場合は20万円）措置期間：1年以内、償還期間：2年以内

失業で家計が維持できない——●貸付：総合支援資金（特例）
貸付上限 単身～15万円 複数～20万円措置期間：1年以内、償還期間：10年以内

離職等で住宅を失った・失うかも——●給付：住宅確保給付金
家賃実費支給、4万～6万2千円を給付 支給期間：原則3ヵ月

長崎県社会福祉協議会

窓口

〒852-8555
長崎市茂里町3番24号
長崎県総合福祉センター 2F

095-846-8600

メール
nagasaki@nagasaki-pref-shakyo.jp

自由民主党
長崎県支部連合会

新型コロナウイルス
感染症対策本部

長崎市江戸町7-3
（自民党県連内）

TEL. 095-822-7382
FAX. 095-823-8122

9時～17時 当面土日
祝含む



事業主が申請

休業補償

従業員に**休業**してもらう——●助成：雇用調整助成金（コロナ特例）
休業等助成1人8,330円まで助成率は、企業規模・雇用状況で変動

子どもがいる従業員のために——●助成：小学校休業等対応助成金 労働者
雇用向け
小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合8,330円を上限に、賃金相当額を助成

子どもがいるフリーランスのために——●助成：小学校休業等対応支援金 フリーラ
ンス向け
小学校等休校で休業したフリーランス1日あたり4,100円（定額）を助成

長崎労働局
職業対策課

095-801-0042

厚生労働省
相談コールセンター
0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00
（土日・祝日含む）

事業主が申請

資金繰り

資金繰りのため、**融資**を受けたい——●融資：セーフティネット保障4号 突発 5号 業況
災害 悪化
【4号】100%保証（前年比20%～売上減）【5号】80%保証（前年比5%～売上減）

資金繰りのため、**融資**を受けたい——●融資：無利子・無担保融資 新型コロナウイルス
感染症特別貸付
コロナの影響で前年比5%以上の売上減少6,000万円（別枠）

資金繰りのため、**融資**を受けたい——●融資：マル経融資の金利引下げ
前年比5%以上の売上減少で融資限度額：別枠1,000万円 当初3年間、金利を0.9%引下げ

コロナで売上が**半減**した——●給付：持続化給付金

2020年1-3月期の売上が50%以上減で前年の総売上（事業収入）-（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）現金給付（上限：中小200万円、個人事業者100万円）

長崎県信用保証協会
095-822-9171

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
0120-154-505

中小企業金融
給付金相談窓口
0570-783183